

# 第6章

## 環境配慮指針

---

---

前章では、望ましい環境像を実現するために市が取り組む具体的な施策の内容を詳しく示しました。本章では、市民や事業者に自主的に取り組んでいただく環境配慮の行動の内容を本計画の施策体系に沿って具体的に示します。

## 第1節 市民の環境配慮指針

私たちは、日常生活におけるエネルギー消費や廃棄物の排出などを通して、直接的・間接的に環境に負荷を与えています。

本計画に定める望ましい環境像を実現し、恵み豊かな環境を未来へつないでいくためには、自らの行動が環境へ及ぼす影響を認識し、環境保全の意識を高めていくことが大切です。

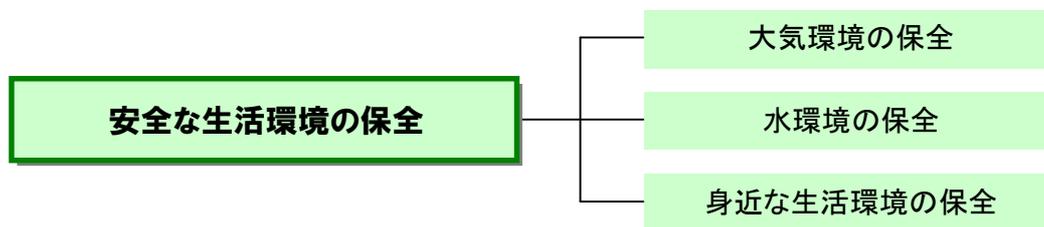
具体的には、自分たち一人ひとりが本計画の担い手であることを自覚し、従来のライフスタイルの全面的な見直しを行い、身近なところから環境保全の行動を実行していくことが必要です。

また、個人や家庭のレベルだけでなく、地域の人たちや事業者などと連携・協力しながら、省エネルギーやごみの減量、水や大気の実保などの取り組みにより、日常のあらゆる場面において環境への負荷を低減することが求められています。

ここでは、市民の皆様実践して欲しい環境配慮の具体例を示しております。

市が取り組むべき施策については、第5章に示しておりますが、市民の皆様も市と一緒に「望ましい環境像」の実現に向けて、環境に配慮した生活の実践をお願いします。

### 1 安全な生活環境の保全のための配慮指針



#### (1) 大気環境の保全のために

- 自動車を使用するときは、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけましょう。
- 外出時には自家用車の使用を控え、公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- 自家用車を購入する際には、低公害車を選びましょう。
- 家族で星空を観察するなど、身近な大気の状態に関心を持ちましょう。
- 大気汚染状況（大気環境情報★）に関心を持ちましょう。
- 家庭ごみは野外で焼却しないようにしましょう。

★ 環境省や市ホームページに掲載

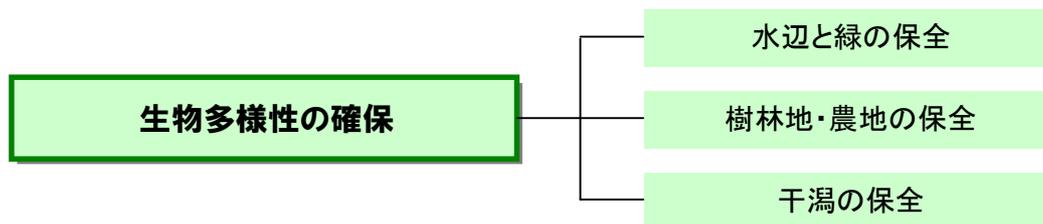
## (2) 水環境の保全のために

- 使用済の食用油は、漉し器でこすなどし、できるだけ再利用を心がけ、再利用できないものは古布等にしみこませ、ごみに出すなど適正に処理して、台所から流さないようにしましょう。
- 食べ残しのある鍋や皿は、ふき取るなどの処理をして、流しには三角コーナー、排水口には水切りネットなどを設置し、調理くずや食べ残しを台所から流さないようにしましょう。
- 洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう。
- 炊事、洗濯、洗車などのときは、節水に心がけましょう。
- お風呂の残り湯は、洗濯や庭への散水などに利用しましょう。
- 雨水利用設備の導入により、雨水の活用を図りましょう。
- 公共下水道の供用が開始されている区域では、速やかに下水道に接続しましょう。
- 公共下水道処理区域外の地域では、高度処理型合併処理浄化槽の設置または切り替えにより、適切な排水処理を行いましょう。
- 浄化槽は適正に維持・管理しましょう。

## (3) 身近な生活環境の保全のために

- 騒音や悪臭などで近所に迷惑をかけないように配慮するなど、生活マナーの向上に努めましょう。
- ごみ収集ステーションなどは適正に管理し、ごみの散乱や悪臭が発生しないようにしましょう。
- 庭や敷地内はこまめに草刈りをするなど、適正な管理に努めましょう。
- ガーデニングなどでの農薬の使用はできるだけ控えましょう。

**2 生物多様性の確保のための配慮指針**



**(1) 水辺と緑の保全のために**

- 河川敷や親水公園などの身近な水辺を大切にしましょう。
- 市民の森などの市内に残された貴重な緑地を大切にしましょう。
- 自然の中での遊びやレクリエーションを楽しみ、自然との親しみを深めましょう。
- イベントやレジャーなどで水辺・緑地を汚さないようにしましょう。
- 水辺や緑の価値や役割について学びましょう。
- 水辺や緑の美化・清掃などのボランティアに積極的に参加しましょう。
- 河川敷などに不法投棄されたごみなどを発見したら、すぐに市の担当部署に連絡しましょう。

**(2) 樹林地・農地の保全のために**

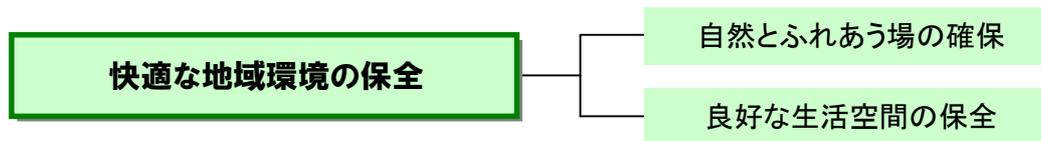
- 樹林地・農地の価値を理解し、各種の活動やイベントに積極的に参加しましょう。
- 農産物直売所などで、地元で作られた農産物を選んで購入しましょう。
- 地産地消、旬産旬消を心がけ、できるだけ地域の旬の食材を選びましょう。
- 地域の伝統料理や地元産の食材を使った料理を伝えましょう。
- 身近な自然や市域に分布する動植物について知識を深めましょう。
- 動植物をおやみに捕獲・採集したり、持ち帰ったりしないようにしましょう。
- 貴重な動植物が生息する場所は、地域のかけがえのない場所として大切にしましょう。
- 自然観察会に参加するなどして、自然についての知識と理解を深めましょう。
- 身近な自然の保全活動に積極的に参加しましょう。
- 魚やカエル、トンボなどの生き物が生息できる水辺環境など、自然を保全・回復する活動に積極的に参加しましょう。
- 外来生物を野外に放さないようにしましょう。
- ペットは正しく飼育し、遺棄・放流などを行わないようにしましょう。

## (3) 干潟の保全のために

- 三番瀬の価値や役割について理解を深め、干潟を守ることの大切さを学びましょう。
- 三番瀬生き物調査に参加するなどして、三番瀬についての知識と理解を深めましょう。
- 船橋三番瀬クリーンアップなどの清掃活動に積極的に参加しましょう。
- 釣り糸や釣り針などは、釣り場に捨てたりせず、きちんと後始末しましょう。
- 潮干狩りや野鳥観察などのレジャーやレクリエーションでのごみは、必ず持ち帰りましょう。



### 3 快適な地域環境の保全のための配慮指針



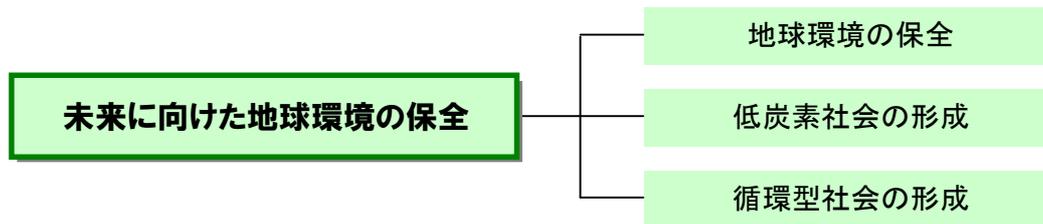
#### (1) 自然とふれあう場の確保のために

- 自然の中で行うレクリエーションや自然に関する学習会に参加するなど、自然とふれあう機会を増やしましょう。
- 樹林地や三番瀬などの自然とふれあえる場、野外レクリエーション施設などは適正に利用しましょう。
- 雑木林や街路樹、河畔林、公園などの身近な緑を大切にしましょう。
- 地域の緑化活動などには積極的に参加しましょう。
- 植樹・植栽にあたっては、郷土種を用いるなど、地域の生育環境にあった樹種の選定に努めましょう。
- 公園の清掃ボランティアなどには積極的に参加しましょう。

#### (2) 良好な生活空間の保全のために

- 自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全や創出に協力しましょう。
- 住宅の新築や増改築の際には、周辺の景観との調和に配慮しましょう。
- 花壇への植栽など家庭に緑を増やしましょう。
- 自宅周辺の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。
- 地域の清掃・美化活動などに積極的に参加しましょう。
- たばこの吸い殻やごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
- ペットの糞は飼い主が始末しましょう。
- 不法投棄の現場などを発見したら、すぐに市の担当部署に連絡しましょう。
- 身近な歴史的遺産・文化財の保護に協力しましょう。
- 船橋市の歴史や文化について学習し、理解を深めましょう。

## 4 未来に向けた地球環境の保全のための配慮指針



### (1) 地球環境の保全のために

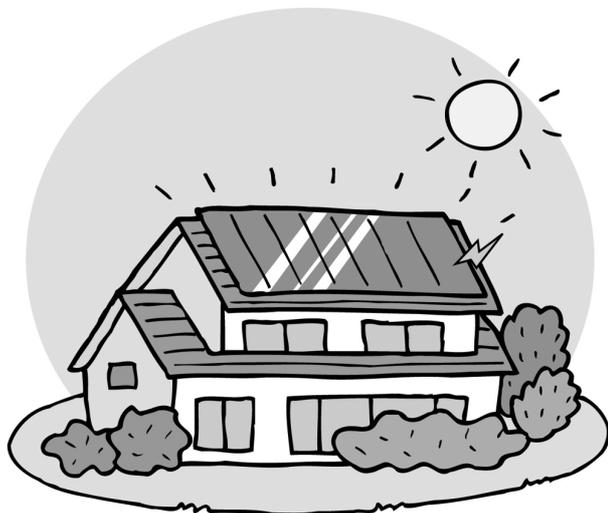
- 地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう。
- 温室効果ガスの排出削減につながるライフスタイルについて情報を収集し、実践しましょう。
- 二酸化炭素を吸収する緑を大切にしましょう。
- 冷蔵庫・エアコンなどフロンガスを使用している製品を廃棄するときは、ルールに従って適正に業者に引き渡しましょう。

### (2) 低炭素社会の形成のために

- テレビや照明、冷暖房機器などは、必要のないときはこまめに消して節電を心がけましょう。長期間使わない場合は、主電源を切りましょう。
- 冷暖房機器の設定温度は、冷房は28℃、暖房は20℃を目安としましょう。
- 冷蔵庫は季節にあわせて庫内の温度を調節しましょう。また、庫内にものを詰め込みすぎないように整理整頓を心がけましょう。
- 入浴時は、家族が続けて入ることで追い炊きを控えましょう。
- 出かけるときには、バスや鉄道などの公共交通を利用しましょう。近所の場合は乗用車を使用せず、徒歩や自転車で出かけましょう。
- 自動車を使用する場合でも一人で乗らず、できるだけ相乗りするようにしましょう。
- 自動車を運転するときは、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけましょう。
- 自家用車を購入する際には、低公害車を選びましょう。
- 電化製品を購入する際には、省エネルギー型や節水型の製品を選びましょう。
- 給湯器を更新する際には、高効率給湯器を導入しましょう。
- 住宅を新築・改築する際には、高気密・高断熱の省エネルギー型の住宅を検討しましょう。
- 住宅への太陽光・太陽熱を利用した設備の設置を検討しましょう。

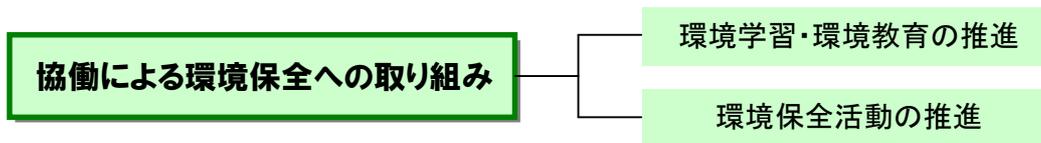
### (3) 循環型社会の形成のために

- 再生品やエコマーク商品など、環境にやさしいエコ製品を優先して購入しましょう。
- 使い捨ての製品の購入は控えましょう。
- 洗剤やシャンプーなどは詰め替え製品を優先して購入しましょう。
- スーパーなどでの買い物に際しては、マイバッグを持参しましょう。
- 過剰な包装や本のカバー、レジ袋などは、お店で断るようにしましょう。
- 必要以上に料理を作りすぎないようにしましょう。また、食べ残しをしないようにしましょう。
- 生ごみは水気をよく切ってからごみ出しをして、減量に心がけましょう。
- 生ごみはなるべく生ごみ処理機や処理容器などを活用し、肥料として使用しましょう。
- ごみはルールを守って、きちんと分別して所定の場所に出しましょう。
- 地域の資源回収やスーパーの店頭回収などに協力しましょう。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用して、不用品をリサイクルしましょう。



## 5

## 協働による環境保全への取り組みのための配慮指針



## (1) 環境学習・環境教育の推進のために

- 身近な自然とのふれあいなどを通して地域の環境に関心を持ちましょう。
- 子どもが自然に興味を持つよう海岸や森林などに出かけ、身近な自然に親しみましょう。
- 環境学習講座や自然観察会などに積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めましょう。
- 環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めましょう。
- 家庭において、環境問題について話し合う機会を増やしましょう。
- 環境に関する地域の課題や意見などを積極的に発表しましょう。
- 提供される環境情報を、日々の生活の中で活用するよう努めましょう。
- 子どもが環境について学校で学んだことを家庭で一緒に考えましょう。

## (2) 環境保全活動の推進のために

- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。
- 環境問題に関する市民の社会的責任を認識し、積極的に行動しましょう。
- 日々の生活や行動が、環境に関わっているという意識を持ちましょう。
- 講演会やシンポジウムなどには、近所の人などを誘って積極的に参加しましょう。
- 近所の人に地域の活動・イベントへの参加を呼びかけましょう。
- 多くの市民がボランティア活動などに参加するよう、市民どうしの呼びかけを行いましょう。
- 地域の高齢者などから昔から伝わる生活の知恵を学びましょう。
- 環境について学んだ知識や体験を子どもたちに伝えましょう。

## 第2節 事業者の環境配慮指針

事業者は、事業活動における製品の製造やサービスの提供、物資や製品の輸送、廃棄の過程などで環境に大きな負荷を与えています。

本計画に定める望ましい環境像を実現し、恵み豊かな環境を未来へつないでいくためには、事業者は環境に配慮した事業活動を推進することなどにより、社会的責任を果たしていくことが必要です。

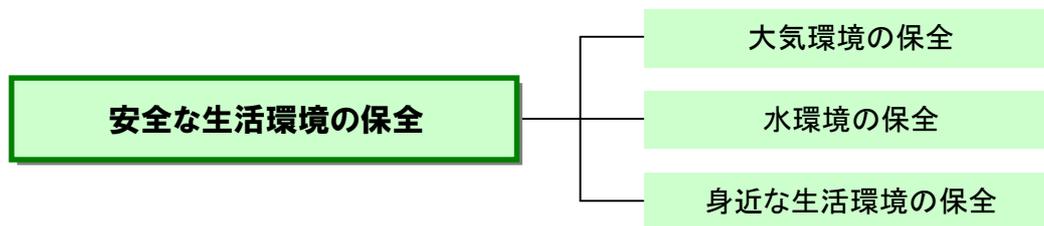
具体的には、それぞれの事業者が従来の事業活動を全面的に見直し、法令遵守を徹底した上で創意工夫を行い、温室効果ガスの排出抑制や廃棄物の減量などに向けて、適切かつ効果的な取り組みを自主的に推進していくことが求められています。

また、地域社会の一員として、市民や地域団体・関係機関などとの協力のもとに、地域の環境の保全・創出に積極的に参加・協力していくことが必要です。

ここでは、事業者の皆様が実践して欲しい環境配慮の具体例を示します。それぞれの業種に応じて環境配慮の取り組みを進めてください。

なお、市も事業者の立場から「船橋市環境保全率先行動計画」（ふなばしエコオフィスプラン）を策定し取り組んでいます。

### 1 安全な生活環境の保全のための配慮指針



#### (1) 大気環境の保全のために

- 法令等を遵守し、大気環境の保全に努めましょう。
- ボイラーなどは、適切に維持・管理し、大気汚染物質の削減に努めましょう。
- 環境への負荷の低い燃料を使いましょう。
- 低公害車を積極的に導入しましょう。

##### 【農業の環境配慮指針】

- 使用済ビニール等については、野外焼却は行わず、適正に処理しましょう。

##### 【製造業の環境配慮指針】

- 製造工程における大気汚染に関する管理目標を設定しましょう。
- 定期的に排出ガスの測定調査を行い、大気汚染の未然防止に努めましょう。

##### 【運輸業の環境配慮指針】

- 業務で使用する自動車周辺に著しい大気汚染の影響を及ぼさないように配慮しましょう。

## (2) 水環境の保全のために

- 法令等を遵守し、水環境の保全に努めましょう。
- 事業活動に伴う排水は適正に処理し、水質汚濁の防止に努めましょう。
- 特定事業場においては、定期的に排水の測定調査を行い、水質汚濁の未然防止に努めましょう。
- 節水装置の導入や水の再利用など、事業所内での節水を進めましょう。
- 事業所の敷地内への雨水浸透枳や透水性舗装の設置などにより、地下水の涵養に努めましょう。

### 【建設業の環境配慮指針】

- 建設工事における水利用の効率化などの技術開発を推進しましょう。

### 【製造業の環境配慮指針】

- 製造工程における水質汚濁に関する管理目標を設定しましょう。
- 水の循環利用など排水の少ない工程の改善に努め、水の使用量を抑える事業形態に転換しましょう。

## (3) 身近な生活環境の保全のために

- 法令等を遵守し、騒音・振動などの身近な生活環境の保全に努めましょう。
- 業務用施設や空調などは、適切に維持・管理しましょう。
- 事業活動を行う際に、騒音や悪臭などを発生させないように周辺に配慮しましょう。
- 地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報公開を進めましょう。

### 【農業の環境配慮指針】

- 農薬や化学肥料は適正に使用・管理しましょう。
- 地下水の適正利用に努めましょう。

### 【建設業の環境配慮指針】

- 建設機械や工事用車両が周辺に騒音・振動などの影響を与えないように配慮しましょう。

### 【製造業の環境配慮指針】

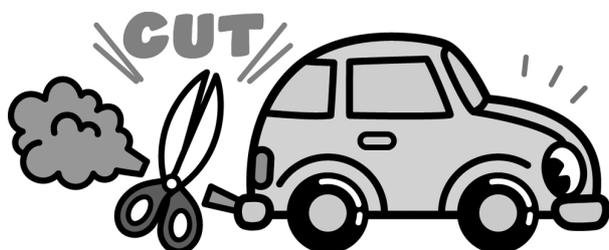
- 製造工程における騒音・振動・悪臭などに関する管理目標を設定しましょう。
- 定期的に騒音・振動・悪臭の状況を把握し、公害の未然防止に努めましょう。
- 生産工程で使用する化学物質は、使用、管理、保管、廃棄の各段階で漏洩防止を徹底するなど、適正に管理しましょう。

【運輸業の環境配慮指針】

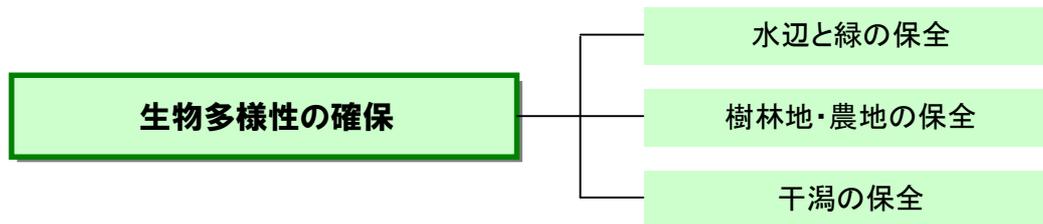
- 業務で使用する自動車周辺に騒音・振動などの影響を及ぼさないように配慮しましょう。
- 施設設備や機材などは、定期的に点検・整備しましょう。

【卸売・小売業、飲食業の環境配慮指針】

- 営業騒音などが周辺に悪影響を及ぼさないよう配慮しましょう。
- 店舗内の空調機器や設備機器などは、定期的に点検整備を行いましょう。



## 2 生物多様性の確保のための配慮指針



### (1) 水辺と緑の保全のために

- 新たな事業などの実施に際しては、実施前における十分な環境アセスメントや実施時における環境配慮工法の採用などにより、水辺空間や緑地空間への影響をできるだけ少なくするよう努めましょう。
- 開発事業などの実施に際しては、緑地空間の整備なども併せて行いましょう。
- 水辺や緑地の美化・清掃活動などに積極的に参加しましょう。

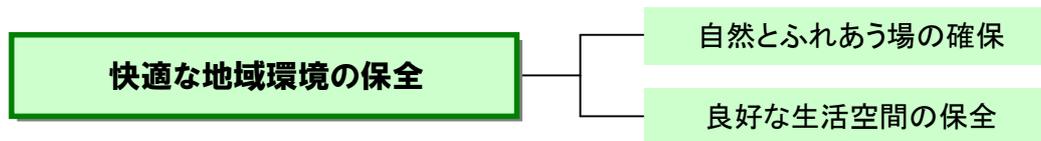
### (2) 樹林地・農地の保全のために

- 開発行為などの事業活動では、樹林地・農地などの自然環境への負荷を少なくするよう配慮しましょう。
  - 食品加工原料などに地元産の農林水産物を使いましょう。
- 【農業の環境配慮指針】**
- 適正な管理により、農地の公益的機能の維持に努めましょう。
  - 遊休農地の有効な活用について検討しましょう。
  - グリーンツーリズムや農業ボランティアなどの各種の活動・イベントを活用して市民との交流を進めましょう。
  - 農業体験型イベントなどの開催に際しては、積極的に協力しましょう。
  - 農道や農業用水路などの保全・美化に努めましょう。

### (3) 干潟の保全のために

- 三番瀬の清掃活動など地域の行事・イベントに積極的に参加しましょう。
  - 三番瀬の価値や役割について理解を深め、三番瀬の保全に向けた活動に積極的に協力しましょう。
- 【漁業の環境配慮指針】**
- 漂流ごみの回収に協力しましょう。

### 3 快適な地域環境の保全のための配慮指針



#### (1) 自然とふれあう場の確保のために

- 地域の緑化活動などには積極的に参加しましょう。
- 工場や事業所の敷地内は、樹木の植栽や花壇の整備などにより緑化を図りましょう。
- 植樹・植栽にあたっては、郷土種を用いるなど、地域の生育環境にあった樹種の選定に努めましょう。また、季節感を感じることができるよう配慮しましょう。

#### (2) 良好な生活空間の保全のために

- 開発行為などの事業活動においては、地域の自然や景観に配慮しましょう。
- 建築物や広告物は、周辺環境との調和を図り、景観に配慮しましょう。
- 地域における歴史的遺産・文化財などの保全活動を積極的に支援しましょう。
- 敷地内や敷地周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境美化に努めましょう。
- 所有地の適正な管理に努め、雑草の繁茂や害虫の発生、ごみの不法投棄などが生じないようにしましょう。
- 夜間照明は、周辺環境に配慮して使用しましょう。

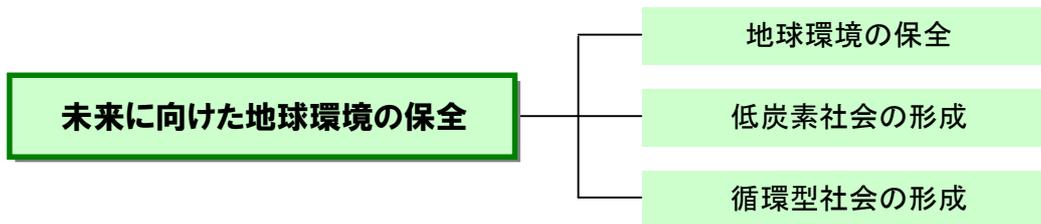
##### 【建設業の環境配慮指針】

- 建築物の建築等の際には、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。

##### 【卸売・小売業、飲食業の環境配慮指針】

- 屋外広告物等の設置の際には、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。

## 4 未来に向けた地球環境の保全のための配慮指針



### (1) 地球環境の保全のために

- 省エネ法、温対法を遵守し、温室効果ガスの削減に努めましょう。
- 業務用空調機器などフロンガスを使用している製品を廃棄する場合は、指定業者に委託し適正に処理しましょう。
- フロンガスを使用している製品を保管する場合は、PRTR 法などにに基づき、適正に管理しましょう。
- 新たな製品・機器を購入する際には、ノンフロン製品を選びましょう。
- 熱帯材を使用した製品の使用を抑制し、国産の木材や間伐材を使用した製品を選びましょう。
- 海外での植林活動などに参加、または支援しましょう。
- 酸性雨の原因となる汚染物質の削減に取り組みましょう。

### (2) 低炭素社会の形成のために

- 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進し、冷暖房機器の設定温度は、冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安とし、使用時間を適正に管理しましょう。
- 事業所内で照明や OA 機器などの節電を励行し、省エネルギーに努めましょう。
- 業務用の設備・空調などを導入・更新する際には、温室効果ガスの排出の少ないエネルギーや省エネルギー型のものを選びましょう。
- ESCO 事業を活用し、省エネに努めましょう。
- 太陽エネルギーを利用した設備の導入など、新エネルギーの利用を推進しましょう。
- 廃熱など、現在未利用となっているエネルギーの活用について検討しましょう。
- 自動車の点検・整備をきちんと行い、使用の際にはアイドリング・ストップを心がけ、急発進・急加速はやめましょう。
- 物資や製品の輸送にあたっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、できるだけ効率的な輸送システムを採用しましょう。
- 業務用車両の運用や運行計画については、定期的に見直しをしましょう。
- 機材や設備の導入・更新に際しては、省エネルギー型や節水型を選択しましょう。

【建設業の環境配慮指針】

- 建設工事における省エネルギーなどの技術開発を推進しましょう。
- 断熱効果の向上による冷暖房の効率化、適切な採光による室内照明の抑制などを採用した省エネルギー型の建築物の開発・普及を進めましょう。

【製造業の環境配慮指針】

- 工程や作業方法などの改善により、使用原料の抑制や省エネルギーを推進しましょう。

【運輸業の環境配慮指針】

- 自動車を購入する際には、燃費などに配慮するとともに、低公害車の導入を推進しましょう。
- 自動車の点検・整備をきちんと行い、使用の際にはアイドリング・ストップを心がけ、急発進・急加速はやめましょう。
- 輸送車両は、荷物の過積載の防止などに努めましょう。
- 荷主・荷受側との調整により、共同輸配送の推進、一括納入など、物流の合理化に努めましょう。

【卸売・小売業、飲食業の環境配慮指針】

- 製造業者、運輸業者などと連携を図り、共同配送の推進など、配送システムの見直しを行い、物流の合理化に努めましょう。

(3) 循環型社会の形成のために

- 廃棄物については、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行いましょう。
- ごみの分別やリサイクルなどを積極的にを行い、廃棄物の排出抑制に努めましょう。
- 自社で販売した製品や容器包装類の回収を行うなど、リサイクルの推進に努めましょう。
- 梱包や包装はできるだけ簡素化するなど、環境やリサイクルに配慮した商品の販売・使用に努めましょう。
- 製品やサービスを購入する際には、環境にやさしいエコ製品を優先するなど、グリーン購入を心がけましょう。
- 書類の両面印刷や事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めましょう。また、再生紙の使用を推進し、古紙のリサイクルに努めましょう。
- 廃棄物の減量やリサイクルの推進に係る具体的な目標を設定しましょう。
- できる限りごみを出さない事業活動の実践に取り組みましょう。
- 屋外に自動販売機などを設置する場合は、容器の回収ボックスの設置と適切な管理を行い、リサイクルの推進とごみの散乱防止に努めましょう。

## 【建設業の環境配慮指針】

- 建設資材は、再生品や再生利用可能なものを使用するように心がけましょう。
- 分別解体と建設廃棄物の再資源化を進めましょう。
- 建設工事に伴って発生する廃棄物の減量と適正処理を推進しましょう。

## 【製造業の環境配慮指針】

- 再生資源の使用推進や再生利用可能な資材の活用、エネルギー使用の見直しなどにより、省資源・省エネルギーを推進しましょう。
- 工程や作業方法などの改善により廃棄物の排出抑制に努めましょう。
- 製品の製造、使用、廃棄など全ての過程での環境負荷・環境影響を事前に評価する「ライフサイクルアセスメント」の実施などにより、廃棄物の排出抑制に努めましょう。

## 【運輸業の環境配慮指針】

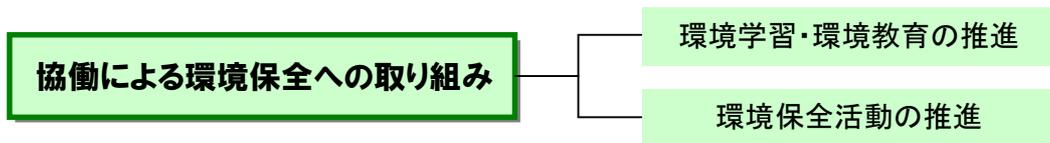
- 運搬に使用する梱包材などの資材は使い捨てにせず、リユース（再使用）又はリサイクルするよう努めましょう。

## 【卸売・小売業、飲食業の環境配慮指針】

- 再生品やエコマーク商品など、環境への負荷が少ない商品の販売を推進しましょう。
- 販売時の包装の簡素化や合理化、トレーを使用しない量り売り・ばら売りなどの普及に努め、過剰包装の自粛に取り組みましょう。
- マイバッグ持参の呼びかけやポイント制の導入により、レジ袋の削減に取り組みましょう。
- 食品廃棄物の減量化・リサイクルの推進に努めましょう。



**5 協働による環境保全への取り組みのための配慮指針**



**(1) 環境学習・環境教育の推進のために**

- 社員に対する環境研修・環境教育を実施し、環境への意識を高めましょう。
- 省エネルギー・省資源、ごみの排出抑制など、環境に配慮した行動を事業所全体での取り組みとして定着させましょう。
- 市や各種団体が行う学習会、講演会、セミナーなどには積極的に参加しましょう。
- 様々な環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映させるよう努めましょう。
- より環境負荷の少ない事業活動を実施できるよう、最新情報の収集に努めましょう。
- 市民・行政などと連携し、環境教育や環境学習の機会、場所、人材、ノウハウなどの提供に努めましょう。
- 環境調査のデータや資料づくり、教材づくりなどに協力しましょう。
- 環境学習や活動拠点づくりに協力しましょう。

**(2) 環境保全活動の推進のために**

- ISO 14001 やエコアクション 21 の認証取得、社内責任者の任命など、環境保全に向けて社内体制の整備を進めましょう。
- 事業計画の目標に環境への配慮を組み込みましょう。
- 事業者間の交流や情報交換に努めましょう。
- 三番瀬や河川などの水辺、沿道などの美化活動には積極的に参加しましょう。
- 地域コミュニティや市民団体等の環境保全の取り組みに協力しましょう。
- 事業者の知識や技能を活かし、環境に関する各種のイベント・行事などに参加・協力しましょう。
- 地元の住民と協力して、地域における美化活動などに積極的に参加しましょう。
- 地元の住民との交流や意見交換などの機会を設けましょう。
- 事業所の環境に関する情報について情報公開を進めましょう。
- 事業所の環境保全に向けた取り組みや事業活動を通じて蓄積した知識やノウハウを PR するなど、積極的に情報を発信しましょう。